

建築物の所有者・管理者の皆様

ご存じですか

地震に備え耐震化が

必要です。(耐震診断・耐震改修のススメ)



耐震性
不足
建築物等

平成 7 年 (1995 年) の阪神・淡路大震災では、6,434 人もの尊い命が奪われました。地震が直接的な原因で死亡した方の約 8 割が、住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

阪神・淡路大震災以降も、新潟県中越地震 (平成 16 年)、岩手・宮城内陸地震 (平成 20 年) など近隣県を含めて大規模な地震が頻発しました。平成 23 年 3 月 11 日には、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波によって甚大な被害がもたらされた東日本大震災が発生しました。本市においても最大震度 6 弱を観測するなど、建築物の被害は 1 万棟を超えました。

大規模な地震の発生により建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らいでしまいます。倒壊した建築物が避難路 (大地震発生時に円滑な通行を確保すべき道路) 等を閉塞すると、救援・救助活動の大きな妨げとなります。市民の生命や財産を守り、安全で安心して生活できるまちづくりの実現のため、建築物の耐震化や減災化対策による被害軽減に一層取り組む必要があります。

- いつどこにでも起こりうる地震による被害
- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事が着手された建築物は耐震性が不足している可能性があります

あなたの住まい 地震への備えは大丈夫ですか？

過去の大地震に耐えても、次の地震に耐えられる保証はありません。
地震から生命や財産を守るため、住まいの耐震化を進めましょう。



写真提供 災害写真データベース



お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

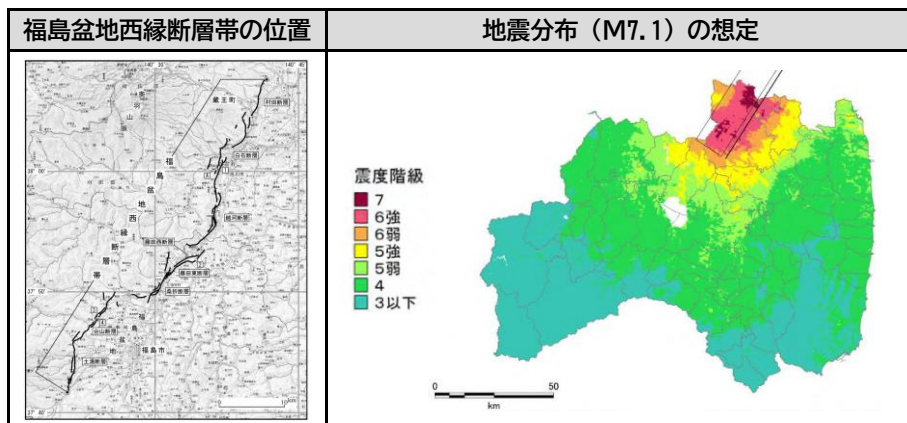
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 耐震診断 検索

いつでもどこでも起こりうる地震による被害

■「福島盆地西縁断層帯」を震源とする地震の脅威

最新の科学的知見や手法及び近年国内で発生した地震における課題や教訓を反映した「福島県地震・津波被害想定調査」では、同断層帯を震源とする地震が発生した場合、断層直上に位置する本市では震度 6 弱～6 強の地域が広く分布し、一部では震度 7 の激しい揺れに見舞われると予測されています。



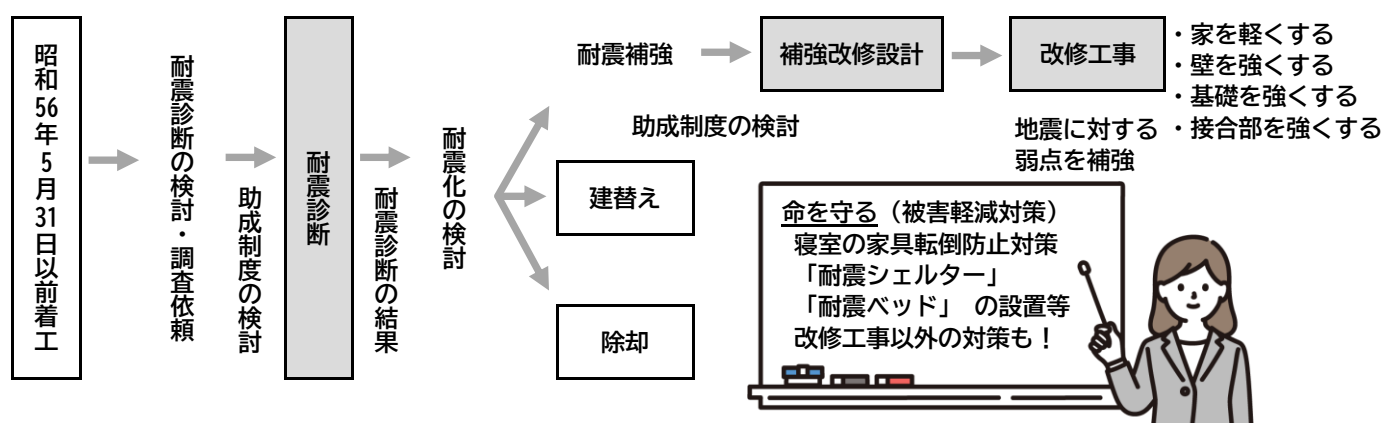
■耐震診断とは

耐震診断とは、「旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準）」の建築物の地震に対する安全性（耐震性能）を構造力学上評価し、耐震改修が必要かを判断することです。図面や現地調査に基づき、構造強度や変形性能を把握し、地震に対する安全性を評価します。耐震診断では、『震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震』に対する安全性を示します。耐震性の評価は、木造住宅の場合は、一般診断法の構造耐震指標（ I_w 値）、非木造の建築物（RC 造・SRC 造）の場合は、第 2 次診断法の構造耐震指標（ I_s 値）を用います。

旧耐震基準の建築物でも、違法に建築されたものや劣化が放置されたもの、度重なる被災（連続的な地震の発生）を受けたものでない限り、震度 5 強程度の中規模地震に対しては大きな損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

構造耐震指標（ I_w 値）	構造耐震指標（ I_s 値）	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
$I_w < 0.7$	$I_s < 0.3$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
$0.7 \leq I_w < 1.0$	$0.3 \leq I_s < 0.6$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
$1.0 \leq I_w$	$0.6 \leq I_s$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

■耐震化へのステップ



■新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）

昭和 56 年 5 月 31 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工された木造住宅を対象に、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法として「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」が一般財団法人日本建築防災協会により作成されました。平成 12 年 6 月の建築基準法改正では、木造住宅の構造関係の規定による仕様、基礎形状（地盤種別）の仕様、壁量（充足率、壁率比）、壁の配置バランス（四分割法、偏心率）、接合部（継手、仕口等）などの条件が明確化されました。（2000 年基準）

■耐震基準

1981(昭和 56 年)	2000(平成 12 年)	
旧耐震基準	新耐震基準	(現行の耐震基準)
震度 5 強程度の地震で倒壊しない 耐震診断が必要	震度 6 強程度の地震で倒壊しない 性能検証法による確認が望ましい	震度 6 強程度の地震で倒壊しない 法改正により基準・条件が明確化